

高松市立花園小学校「いじめ防止基本方針」

平成 26 年 2 月 10 日策定

平成 26 年 4 月 25 日改訂

1 いじめの定義といじめに対する基本認識

平成 18 年度の文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」以降、「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」と定義されている。そして、「個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。」と述べられている。

上記の考え方をもとに、本校では、すべての職員が、いじめの防止等は全ての学校・教職員が自らの問題として切実に受け止め、徹底して取り組むべき重要な課題であると考え、いじめをなくすために、日頃から個に応じた分かりやすい授業を行うとともに、深い児童生徒理解に立って生徒指導の充実を図り、児童生徒が楽しく学びつつ、生き生きとした学校生活を送れるようにしていくことが重要であるという基本認識をもち、「いじめ防止基本方針」を策定した。

2 いじめの未然防止のための取組

児童一人ひとりが認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人ひとりが分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の学力の定着を図るとともに、学習に対する達成感や成就感を育て、自己有用感や自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間には、命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつことができるように、教育活動全体を通して指導を行う。そして、見て見ぬふりをすることも「傍観者」としていじめに加担していることと同じであると知らしめる。

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりの構築

① アンケートの実施と活用

「ふれあいのある学級にするためのアンケート」(6月, 12月), 「なかよしアンケート」(6月, 10月, 2月)を実施し、児童の悩みについて知り、解決の手立てを打つ。また、相談箱を設置し、児童が気軽に相談できる環境を整える。

② 「先生と話そう月間」の実施

子どもとのふれあいを大切にし、児童の声にしっかりと耳を傾けることにより、児童理解に努める。教育相談月間(6月, 11月)を設け、児童全員に相談活動を行う。

③ 教育相談活動の充実

月1回の教育相談日の希望を取り、時間や相談担当者、場所などを調整し、実施する。必要な場合には、担任から保護者へ働きかける。スクールカウンセラーは、児童や保護者や教員への相談活動を行うだけでなく、教員対象に講話を行い、教員のカウンセリングの力を高める。

④ 「わたしたちの道徳」を活用しての指導

「チャレンジタイム」の中で、SSTや「わたしたちの道徳」等を活用した学習をする。「わたしたちの道徳」は、家庭に持ち帰り、親子で共に考える機会を設ける。

④ 「道徳だより」の発行

学校と家庭が連携して児童の道徳教育を推進する手だてとして「道徳だより」を年6回発行する。各学年団が1回ずつ取り組みを掲載する。

⑤ 「強めよう絆月間」

いじめゼロを目指し、各クラス、代表委員会での話し合いを行い、11月を重点指導月間として、人権・同和教育に関する内容に重点化した取り組みを行う。

(2) 児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動の推進

① 分かりやすい授業と居心地のよい学級づくり

特別支援教育の視点を加味し、すべての児童が、楽しく「わかる・できる」を目指したユニバーサルデザインの授業・居心地のよい学級づくりに取り組む。さらに、グループや全体の場で互いの思いや、多様な考えを伝え合い学び合うことで交流を深め、学びの共有による相互理解の促進を図る。

② なかよし活動での異学年交流の充実

学年を超えたなかまづくりを通して「ふれあいいっぱい、夢いっぱい楽しい学校づくり」を推進する。なかよし活動を通して、上級生は下級生を思いやる心を育て、下級生は上級生に対する尊敬や感謝の気持ちを育てる。

③ 主体的な活動を支える委員会活動

自分たちの仕事を分担処理する活動を自発的に行い、学校集団の一員として自覚を高め、自主性と社会性を養う。

④ チャレンジタイムでの人間関係づくり

チャレンジタイムの中で、人と人をつなぎ、質の高い集団づくりを行うソーシャルスキルのゲームを活用する。一緒に活動に参加して楽しいという体験を通して、人と話したい・関わりたいという思いを育てる。さらに、対人関係の苦手な人も受け入れようとするなかまづくり、集団づくりを行う。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりの構築

ア 「いじめはどの学級にも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教職員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。

イ おかしいと感じた児童がいる場合には、学年団会や終礼等の場で気づいたことを全職員で共有し、より多くの目で当該児童を見守る。

ウ 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたせるとともに、問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。

エ 「ふれあいのある学級にするためのアンケート」(6月、12月)、「なかよしアンケート」(6月、10月、2月)から、児童の悩みや人間関係を早期に把握し、いじめゼロの学校作りを目指す。

(2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題解決にあたる。

ア いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下全ての教職員が対応を協議し、的確な役割分担をして問題の解決にあたる。

イ 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。

ウ 傍観者の立場にいる児童たちにも、いじめているのと同様である旨を指導する。

エ 学校内だけでなく、各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。

オ いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭、教育相談担当者と連絡を取りながら指導を行っていく。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した問題解決

ア いじめ問題が起きたときには、家庭との連携を普段以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かす。学校内だけで問題解決を図ろうとしないようにする。

イ 学校や家庭になかなか話すことができないような状況もあるので、「いのちの電話」等のいじめ問題相談窓口の利用を周知する。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

① 生徒指導委員会

構成員は、校長、教頭、生徒指導主事、関連学年主任、学級担任等である。必要に応じてSCやSSW、児童福祉士等の専門家を招聘する。緊急性を要する事案についてアセスメントに基づいた対応を協議する。それぞれの役割分担を決め、チームによる課題解決をめざす。

② 終礼での情報交換

毎週の職員終礼の時に、各学年の気になる児童の実態等情報交換の場を設け、職員全体で児童の支援にあたる。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合には、その場の適切な処置をとるとともに、校長・教頭に報告する。また、状況によっては「ケース会議」を開催し、敏速な対応を行う。「ケース会議」のメンバーは、校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、関係教職員等とするが、状況に応じて高松北警察署生活安全課、花園地区コミュニティ協議会長、民生委員、主任児童委員、花園コミュニティセンター長とも連携を図り、敏速な対応を行う。

5 重大事態対応フロー図

(いじめの疑いに関する情報)

いじめの疑いに関する情報の収集と記録を行う。(関係教職員)
情報の共有(校長、教頭、生徒指導主事、学級担任)

(重大事態の調査組織の設置)

生徒指導委員会を設置する。(校長、教頭、生徒指導主事、学級担任、関係教職員、養護教諭、SC等)
必要に応じて、必要な専門家(市教委、主任児童委員、子ども女性相談センター職員等)を加える。

(事実関係を明確にするための調査の実施)

いじめ行為の事実関係をできるだけ網羅的に明確にする。
・アンケート(学年、全校等広く、いじめられた児童、保護者に結果の情報を提供する場合がある旨を調査対象の児童、保護者に説明する。)
・聞き取り(関係児童、保護者等)

(いじめを受けた児童およびその保護者に対しての情報提供)

事実関係について、情報を適切に提供(適時、適切な方法で、経過報告)

(調査結果を踏まえた必要な措置)

生徒指導委員会を開き、今後の対応について協議する。
それぞれの役割分担を決め、チームによる課題解決をめざす。
話し合った内容については、終礼等で、全教職員に周知し、保護者との連携を図る必要のあることについては、学校だより等で依頼する。